

北海道告示第 10471 号

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 14 条において準用する同法第 13 条第 5 項の規定により、次により地方卸売市場を変更認定した。

令和 4 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴木 直道

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1 変更認定年月日 | 令和 4 年 3 月 1 5 日 |
| 2 開設者の名称 | 落石漁業協同組合 |
| 3 開設者の住所 | 北海道根室市落石西 395 番地 2 先埋立地 |
| 4 地方卸売市場の名称 | 落石水産物地方卸売市場 |
| 5 地方卸売市場の位置 | 北海道根室市落石西 395 番地 2 先埋立地 |
| 6 地方卸売市場の取扱品目 | 生鮮水産物及び、加工品、並びにその他の関連食品等 |